

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

平成二十一年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画事業の種類及び名称

竹原都市計画道路事業三・五・〇七号忠海中央線、七・六・四号中町線及び三・五・一
三号栄町大川線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

竹原市中央五丁目六番二八号

四 事業地

収用の部分

広島県竹原市忠海中町二丁目及び忠海中町三丁目地内

使用の部分

なし